

Q1 日本で離婚手続きを行うために子連れで日本に帰国することは、問題ないでしょうか。

A 一方の親のみの判断で子連れで国外へ出て行くことは、相手の親権侵害や刑法上の犯罪と見なされる可能性があります。誘拐と判断されることもあり得ますので注意が必要です。場合によっては米国に再渡航した場合に逮捕される可能性もあり、また誘拐犯として国際手配される可能性もあるため、親権や面会権が解決する前に子供連れで日本に帰ることを希望する場合には、国際的な親権問題に詳しい弁護士など専門家に相談することが強く推奨されます。また、相手親からDVの被害を受けている、米国滞在ビザの有効期限などの問題があるなどの場合も、裁判所や弁護士などに相談する必要があります。

Q2 共同親権とはなんですか。また、法的親権と監護権の違いはなんでしょうか。

A 親権とは、離婚した後に両親がどのように子供の養育に関わっていくかを定める親の法的責任と権利のことであり、カリフォルニア州では片親が親権を持つことも両親が共有することもあります。その判断は裁判所が行います。その際、以下に述べる法的親権と監護権の2種類の要素についての取り決めもあわせて行われます。

法的親権とは、親として子供の養育に関して重要な事項を決定する権利のことで、子供の教育、宗教、医療及び住居などに関する決定を誰に委ねるかを法的に定めたものです。共同親権の場合は、離婚成立後も両親が共同で養育に関わり続けることを意味します。子供にとっての最善の利益という観点から、親権は共同となるのが一般的です。

監護権とは、子供と一緒に暮らす権利のことで、両親の離婚後に子供が実際に誰と一緒に居住するかについて法的に定めたものです。共同監護権となった場合は、裁判所の最終判決に子供が両親と具体的にどのようなスケジュールで暮らすかまで明記され、単独監護権となった場合には、子供はどちらか片方の親と一緒に暮らし、監護権を持たない親も子供との面会交流権が認められます。ただし、子供の転居に関しては、単独監護権であっても、監護権を持たない親の同意が考慮され、しかも裁判所の許可が必要であり、単独監護権者の独断で決めることはできません。

Q3 養育費はどのように決められるのですか。

A 離婚の当事者は、子供が18歳になるまで扶養する義務があり、原則として双方が支払う額はカリフォルニア州のガイドラインに基づいて決定されます。誰がいくら支払うかは、両親それぞれの収入、子供と過ごす時間の割合などを考慮した上で裁判所により最終決定されます。裁判所は、医療費や託児所などの上乗せ費用の支払い命令を下すこともあり、また状況に応じて養育費を減額することもあります。

Q4 相手からのDVがひどくて離婚したいのですが、離婚裁判時にDVを主張すると相手親から子供を遠ざけるための抗弁と思われ不利と聞いたのですが、本当ですか。

A DVの被害に遭っていたら、直ちに専門家に相談をし、必要な対処法を仰いでください。離婚手続きを進めていく際、カリフォルニア州は“無過失離婚 (no-fault divorce)”が認められた州ですので、特に理由がなくても離婚することは可能です。ただし、親権や面会交流の取り決めにおいてはDVの事実は考慮されます。カリフォルニア州の親権裁判では、子供にとっての最善の環境 (the best interests of the child) が重視され、この観点に沿って裁判官が親権者を決定します。一般的には両親がともに子供の養育に関わり続けていくことが子供にとって最善の利益とされていますが、裁判所は、子供の年齢や養育する両親の能力、家族への暴力や薬物中毒などの病歴など全体像を把握したうえで総合的に判断します。この中で裁判官は片親にDVの事実があればそれを考慮し、また、どちらの親が離婚後も良好な親子関係を築いていくことに協力的であるかということも考慮されます。良好な親子関係の構築に非協力的な態度を取る親の行為は、親の疎外行為 (parental alienation) とみなされ、親権者の決定に影響を及ぼす可能性があります。詳しいことは専門家にご相談ください。

Q5 DVが裁判で認定されるためには、どのような証拠が必要であり、またどのような手続きが必要ですか。

A 通常裁判所で用いられる証拠には、証言 (witness testimony) と証拠書類 (exhibits) とがあります。具体的には以下のものが用いられますが、弁護士の判断でこれ以外のものが用いられることもありますので、詳しくは専門の弁護士に相談されることをおすすめします。

[DV被害の立証に用いられる証拠の例]

証言 witness testimony

- DV被害者自身の証言
- DVを目撃した人の証言
- 特定のDVの因果関係や要因についての情報を持っている人の証言

証拠書類 exhibits

- 警察調書のコピー (DIR: Domestic Incident Report 等)
- 病院の診断書のコピー (DVによる負傷について病院で治療を受けた場合)
- 写真
- 電話の会話の録音
- テキストメッセージ
- 電子メール
- ビデオ

Q6 子供の親権を渡さないと自分の滞在ビザに同意をしない、クレジットカードを取り上げると述べ、自分を現在住んでいる国から追い出そうとしています。どのようにしたら公平に離婚および子の親権について協議できるのでしょうか。

A あなたが子供の面倒をみている場合は、滞在資格 (Visa Status) や収入は親権や面会交流には関係がありません。子供にとって最善の環境が大切なのです。あなたは生活していくための養育費と扶養料を要求できます。配偶者が経済的コントロールで脅かしたり、DVなどの加害者であったり、ビザのスポンサーである場合などに対する移民救済措置があり、VAWA 自己申請での永住権取得またはUビザの申請が可能です。

***女性に対する暴力に関する法律 (Violence Against Women Act: VAWA)**

米国市民権保持者もしくは永住権保持者から虐待を受けた移民やその子供たちは、VAWA を通して配偶者のスポンサーなしで永住権を申請することができ、また2年の期限付き永住権を10年の永住権に更新することが可能となります。DVの証拠や結婚生活を証明できる証拠の提出によりVAWAの申請が可能です。

***Uビザ (U Visa: 犯罪被害者移民に対するビザ)**

暴力を振るう加害者が米国市民権保持者および永住権保持者のいづれでもない場合は、U Visa の申請が可能です。U visa は特定の犯罪被害者に対して発行される4年以内の米国における一時的な法的身分と労働許可を認める非移民ビザであり、被害者の配偶者、子供、未成年の兄弟や両親なども対象になります。このビザの取得には犯罪がきちんと報告されていること、犯罪被害者が警察機関に協力できることという条件が満たされれば警察が証明書にサインをします。

VAWA 自己申請やUビザの取得を考える方は、専門の弁護士やDV被害者支援団体にご相談ください。

離婚および親権について公平に協議するため、また離婚手続きをしようとしている夫婦のためにADR (Alternative Dispute Resolution) と呼ばれる中立の立場を取る第三者 (弁護士や Mediator と呼ばれる仲介者など) を通して話し合いをするサービスを裁判所は提供しています。このシステムによって、裁判をせずに親権や養育費などについて夫婦で協議することができます。ただし、夫婦間にDVがあったケースなどには適用されません。

また、裁判所に離婚や親権指定の申立をした場合には、裁判官はQ4のように子供にとっての最善の利益を優先して決定をします。

Q7 経済力がなくて弁護士が雇えません。外国語力もないことから離婚裁判において主張できず困っています。どうしたらよいですか。

A 米国には、それぞれの州に低所得者に対する無料法律相談サービスや法的援助サービスを提供している弁護相談団体があります。lawhelpca.org では低所得者向けの法的サービスを無料もしくは低価格で提供している団体や必要な専門家の紹介を行っています。また、ロサンゼルス郡には、日本語で相談できる次のような法律扶助団体があります。

- ロサンゼルス法律扶助センター (Legal Aid Foundation of Los Angeles)
- アジアパシフィック法律扶助センター (Asian Pacific American Legal Center)

- ・日系弁護士協会 (Japanese American Bar Association): 日本語で相談が可能な弁護士のリストを備えている

またカリフォルニア州の裁判所では、日本語の法廷通訳を依頼することができます。

Q8 面会交流とは何ですか。なぜ離婚したあとも子供を相手親に会わせないといけないのですか。

A 面会交流とは、離婚後も定期的に子供と面会することができる権利のことです。子供にとっての最善の利益とは両親が離婚後も子供と関わり続けることであるという考え方があるので、片親親権になった場合は、子供はどちらか片方の親と一緒に暮らすこととなりますが、もう一方の親には子供との面会交流権 (Visitation) が認められ、非親権者も子供と定期的に会い、その子供の人生に関わっていくことが認められます。

Q9 離婚裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下りました。しかし離婚前の相手方の行動を考えると面会交流中の子供に対する危害が心配でなりません。どうしたら良いですか。

A 裁判所の判断により、子供に虐待していた親に対しても面会交流が認められることがあります。子供の保護と安全のため、この場合は面会権に関して規則を設け、中立的な第三者が立ち会うときに限っての面会を許可することがあります。これは面会交流監督プログラム (Supervised Visitation) と呼ばれ、裁判所は、期限付きの取り決めの中で面会日時と面会時間を指定し、第三者の立ち会いを求めます。また、DVの既往があっても、その人物が養育することが子供にとって最善である、52週間の加害者プログラムを修了しそれ以外のDVを起こしていないこと、アルコール、薬物中毒プログラムやペアレンティングのクラスを受けるといった裁判所命令に従っているなどの条件を満たすときは養育権を認められることもあります。面会交流監督は決められた期間を監督付きで面会し、その期間中に問題行為が見られないときは、その後監督なしでの面会が認められることとなります。子供がもう一方の親との面会交流中に虐待を受けるなどの問題行為があった場合は、すぐに児童福祉局に連絡をしてください。

注意：このウェブサイトは一般的な情報を伝えることを目的としており、法的なアドバイスまたは意見を提供するためのものではありません。ご自分のケースに関するご質問は、弁護士にお問い合わせください。